

別表第4

検査項目	包装形態	ロットの大きさ (N)	検体採取のための開梱数(n)	検体採取量 (kg)	検体数	
微生物	特定せず	150	3	0.3	1	
		151 ~ 1,200	5	0.3	1	
		1,201	8	0.3	1	
放射線照射	特定せず	50	2	0.5 ¹	1	
		51 ~ 500	3	0.5 ¹	1	
		501 ~ 3,200	5	0.5 ¹	1	
		3,201	8	0.5 ¹	1	
放射性物質	特定せず	50	3	1	1	
		51 ~ 150	5	1	1	
		151 ~ 500	8	1	1	
		501 ~ 3,200	13	1	1	
		3,201 ~ 35,000	20	1	1	
		35,001	32	1	1	
酸価、過酸化価	特定せず	50	2	1.5	1	
		51 ~ 500	3	1.5	1	
		501 ~ 3,200	5	1.5	1	
		3,201	8	1.5	1	
添加物	均一に分布するもの	特定せず	1	1	0.3	1
	不均一に分布するもの	特定せず	50 51 ~ 500 501 ~ 3,200 3,201	2 3 5 8	0.3 0.3 0.3 0.3	1 1 1 1
農 薬	乾燥野菜、乾燥果実、茶 (抹茶を除く)	特定せず	50	3	0.3	1
			51 ~ 150	5	0.3	1
			151 ~ 500	8	0.3	1
			501 ~ 3,200	13	0.3	1
			3,201 ~ 35,000	20	0.3	1
	35,001	32	0.3	1		
	キャベツ(芽キャベツを除く)及びハクサイ ²	特定せず	特定せず	4	4個をそれぞれ4等分し、各々から1等分を集めたもの	1
	加工食品(簡易な加工を除く)	特定せず	150 151 ~ 1,200 1,201	3 5 8	1 1 1	1 1 1
	、及びを除く	特定せず	50 51 ~ 150 151 ~ 500 501 ~ 3,200 3,201 ~ 35,000 35,001	3 5 8 13 20 32	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1
	畜水産食品の残留有害物質等	麻痺性貝毒	特定せず	150 151 ~ 1,200 1,201	3 5 8	0.5 0.5 0.5
下痢性貝毒		特定せず	150 151 ~ 1,200 1,201	3 5 8	0.5 ³ 0.5 ³ 0.5 ³	1 1 1
フグ混入		特定せず	150 151 ~ 1,200 1,201	3 5 8	1尾(ピース)を1検体として、各カートンより2尾を採取する	6 10 16
乾燥海藻類		特定せず	150 151 ~ 1,200 1,201	3 5 8	0.3 0.3 0.3	1 1 1
、及びを除く		特定せず	150 151 ~ 1,200 1,201	3 5 8	0.5 0.5 0.5	1 1 1
パツリン ⁴ 及びDON	袋詰めめで内容量がおおむね20kg以上のもの	袋	280	32	1	1
			281 ~ 500	50	1	1
			501 ~ 1,200	80	1	1
			1,201 ~ 3,200	130(65×2)	2(1×2)	2
	3,201	210(70×3)	3(1×3)	3		
	缶入り又はカートン入りで内容量が4.5kg以上のもの	缶又はカートン	50	2	0.5	1
51 ~ 500			4(2×2)	1(0.25×2)×2	2	
及び以外のもの	小型容器包装	501	6(2×3)	1.5(0.25×2)×3	3	
		50	2(2×1)	1サンプルの最小採取単位は150gとし、150g未満のものにあっては必要量を集めてこれを1サンプルとする	1	
		51 ~ 500	3(3×1)		1	
		501 ~ 3,200	6(3×2)		2	
3,201	9(3×3)		3			

1: 水産物(しゃこ)にあっては1とする。 2: 千切り、乱切り等、細切したものを除く。 3: しじみ等のむき身1個体あたりの重量が10g未満の二枚貝にあっては0.25とする。 4: パツリンは、又はの方法による。

穀類、豆類等のばら積み貨物の検体採取については、次のとおりとする。

- ア. サイロ又ははしけ(以下「サイロ等」という。)搬入時の検体採取
サイロ等に搬入する際に任意の1サイロ等を1ロットとして、ロット全体を代表する検体となるようオートサンプラー等を用いて検体採取を行うものとし、適正な時間的間隔をもって15回、計10kg以上を採取したものを縮分して1検体(1kg以上)とする。
- イ. はしけにおける検体採取
任意の1はしけ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体(1kg以上)とする。
- ウ. コンテナにおける検体採取
任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体(1kg以上)とする。